

令和4年度 第1回 多治見市風景審議会 議事要旨

日時：10月5日（水）午前10時00分～正午

場所：多治見市役所本庁舎 4階会議室

■出席者

委員：岡田憲久委員、船橋厚子委員、桂川麻里委員、丹羽亮介委員
岡部育子委員、和田真奈美委員、岡田恵子委員
（敬省略）

事務局：知原都市計画部長、日比野都市政策課長、原、増田、西尾

■第1回 多治見市風景審議会

次第

1. 都市計画部長挨拶
2. 風景審議会について
3. 委員自己紹介
4. 会長及び副会長選任
5. 議題
 - （1）風景絵画コンクール作品 審査
 - （2）風景づくり事業報告
 - （3）風景絵画コンクール作品 審査結果報告
 - （4）風景づくり計画の改訂について
6. その他

■決定事項

□風景絵画コンクール作品審査

審査の結果、以下のとおり選出

- （小学生低学年の部）最優秀賞1作品、優秀賞5作品
（小学生高学年の部）最優秀賞1作品、優秀賞5作品
（中学生の部）最優秀賞1作品、優秀賞2作品 を選出。

■各議題に関する意見など

□議題（1）風景絵画コンクール作品 審査に関する質問、意見

質問、意見なし

□議題（2）風景づくり事業報告に関する質問、意見

質問、意見なし

□議題（３）風景絵画コンクール作品 審査結果報告に関する質問、意見

小学生低学年の部の最優秀賞（３作品から１作品を選出）、優秀賞（２作品から１作品選出）及び小学生高学年の部優秀賞（３作品から１作品を選出）について、決選投票を実施。

□議題（４）風景づくり計画の改訂について

案① 公共施設新築におけるみどりの基準に、適用除外を追加

委員

（１）名古屋市の緑化地域の数値基準は何％か。

（事務局）最大 20％（敷地面積、建ぺい率により異なる）。30％を設定している市は他にない。

委員

（１）公共施設新築のみどりの基準について、下限を 10％から 15％に引き上げてはどうか。民間施設の基準（10％）を上回る、かつ、現行基準（30％）の半分の数値である。

（事務局）検討する。

案② 大規模な行為の届出に該当する開発事業（分譲宅地のための開発事業）における、みどりの面積基準を変更及び適用除外を追加。あわせて、風景づくり推進地区、風景づくり協定、緑化協定を案内。

委員

（１）住宅のみどりに対する補助金制度はあるか。

（事務局）生垣条例、民有地緑化制度（緑化重点区域内、居住誘導区域内）。

（２）緑化重点区域内はどこか。分譲宅地の開発事業は郊外で行われているケースが多く、民有地緑化制度の範囲が十分に対応しているのか疑問に思う。

（事務局）旧みどりの基本計画で設定した区域。

委員

（１）宅地購入者にみどりを確保させるより、開発事業時点で法面や宅地の角地等のみどりを確保するほうが現実的。アドバイザー会議にて、開発業者にみどりの面積を確保するよう指導すべき。

（事務局）開発事業時点（住宅の設計前）に、開発区域面積の 10％のみどりを確保するのは難しい。

委員

（１）以前、身内が子どもを出産した際に、市からシデコブシの苗が配布されたと聞いた。住宅にみどりを確保してもらうために、植物の苗の配布をしてはどうか。

（事務局）シデコブシの苗の配付事業は、大量生産により多治見市産と多治見市産以外のものが混在することを防ぐため、また、市民の一部から苗をもらっても植栽するスペースがないとの声があったため、終了した。

令和３年度に民有地緑化制度の条件が変わり、駅周辺地区においてはハウスメーカー等が販売する建売住宅も含まれることになった。

都市計画の視点だけではみどりに関する話を進めるのは難しいので、今後他部署と連携し

ながら、補助制度について検討する。

(2) 民有地緑化制度について今日まで知らなかった。どのように制度を周知しているのか。子どもに風景まちづくりに関する授業をする際に、補助制度を案内する方法が効果的と考える。今後の周知方法の参考にしていきたい。

(事務局) 担当部署(緑化公園課)から多治見市公式HPや広報紙、市内の造園業者等に案内をしている。PR方法について不足があれば、担当部署で再検討する。

委員

(1) 開発事業時点で、各宅地の一部に植栽用の土を使用してはどうか。自身で植栽用の土に入れ替える作業は大変。最初から宅地に木を植えるスペースがあると、土地購入者も植栽しやすい。

(事務局) 滝呂町内には緑化協定を実施しており、花壇やシンボルツリー等植栽に関するルールを設けている。民間企業が植栽用の土を植える等宅地を規制することは現実的に難しいので、市が「しつらえ」を整えるような支援をしていくことが望ましいと考える。

案③ みどりの面積の計算は、生長高で計上(確認)

質問、意見なし

案④ 建築物の新築以外のみどりの面積基準について、「既存緑地を維持すること(新築時から敷地を増やして増築する場合は、増加分のみどりの面積を新たに確保すること)」を計画に明文化

質問、意見なし

案⑤ 計画の見直しを「概ね10年を計画の期間とし、上位計画の変更などにより必要が生じた場合は、適宜見直しを行う」と設定し、明文化

質問、意見なし

案⑥ 風景づくり計画における説明文等の見直し

質問、意見なし

■その他意見交換

なし